

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ.ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の ☐ にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月 7日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 齋 藤 恭 央

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月22日 午前 9時00分から 令和 7年 8月29日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年 9月 5日 午前10時00分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年 9月19日 午後 1時00分 盛岡地方裁判所第2民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者（国や都道府県、債務者でない所有者等）に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	7,140,000 5,712,000		1,428,000	84,504	12,414



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 盛岡市清水町 150 番地 2

建物の名称 パークハイツ第二清水町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 清水町 150 番 2 の 41

建物の名称 パークハイツ第二清水町 1001

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 64.81 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 盛岡市清水町 150 番 2

地 目 宅地

地 積 934.02 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 300557 分の 6481



物 件 明 細 書

令和 7年 7月17日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 齋 藤 恭 央

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 盛岡市清水町 150 番地 2

建物の名称 パークハイツ第二清水町

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 清水町 150 番 2 の 41

建物の名称 パークハイツ第二清水町 1001

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 64.81 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 盛岡市清水町 150 番 2

地 目 宅地

地 積 934.02 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 300557 分の 6481



令和7年(又)第19号

令和7年5月23日受理

令和7年6月17日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 盛岡市清水町 150番地2

建物の名称 パークハイツ第二清水町

(専有部分の建物の表示)

家 屋 番 号 清水町 150番2の41

建物の名称 パークハイツ第二清水町1001

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 10階部分 64.81平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 盛岡市清水町150番2

地 目 宅地

地 積 934.02平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 300557分の6481

(区分所有建物用1)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	盛岡市清水町6番7-1001号	
建 物	物件1	
種 類、構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :	
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある 種 類 : 構 造 : 床面積 :	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (A) 上記の者が本建物を 住居 として使用し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管 理 費 等 の 状 況	(以下は月額) 管理費 11,560円 修繕積立金 14,280円 駐車場使用料 15,000円 円	令和7年6月10日現在 ☒ 滞納はない ☐ 滞納がある 令和 年 月分～令和 年 月分 (駐車場使用料、水道代、町内会費が含まれている可能性がある。) 計 円
管 理 費 等 照 会 先	株式会社北東ビル管理サービス	
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり	
敷 地 権	符号1	
概 況 地 目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷 地 権 の 種 類	☒ 所有権 (符号 1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり	
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
敷 地 権 以 外 の 土 地 (目 的 外 土 地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土 地 建 物 の 位 置 関 係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A (債務者)	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(占有者)の陳述 ☐ 提示文書(貸借契約書)の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐ 所有権 ■不明	
占有開始時期		令和6年12月14日ごろ (物件1の所有権移転登記の原因日)	
最初の契約等	契約日		
	期間		
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		■無し (令和7年6月12日時点) 毎年金 円 ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		AとBは友人関係にあることから、黙示の使用貸借契約(期間の定め無し)が存在しているものと推測される。	
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

物件 1 建物関係

- 1 本建物は、12階建てのマンション「パークハイツ第2清水町」の10階部分に所在する1室（区分所有建物）である。
- 2 Aの陳述及び建物内の状況から、本建物はAが住居として使用し、占有しているものと認められる。
- 3 パークハイツ第2清水町管理規約第26条には、管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても行うことができる旨定められている。

物件 1 敷地権の目的である土地関係

- 1 公図上、本土地の北東側が「水」を介して「道」に接面している。
現況、本土地の北東側が幅員約9.7メートルの舗装県道「不動盛岡線」に接面している。
- 2 本土地内には13台分の平場の駐車場、自転車置き場、受水槽が設けられている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼物件1占有者)	私は物件1の占有者です。Bの前に物件1を所有して住居として使用していました。物件1は今年の3月に友人であるBに売却しましたが、Bから借り受けて、引き続き私が住居として使用しています。Bから借りるにあたり、契約書等は交わしておりません。賃料も、敷金・保証金等の一時金も支払っておらず、無償で借りている状態となっています。一昨年の年末に母が亡くなり、父がひとりとなったので、私も実家にいる日が多いですが、物件1には、ときどき帰ってきています。 調査日時に立ち会うことができないため、管理会社に連絡して調査日の開始時刻にあわせて物件1を開けるよう依頼します。
C (物件1 管理会社従業員)	物件1 敷地権の目的である土地には駐車場が13台分あります。物件1の区分所有者のためのものとしては4台分あり、物件1 敷地権の目的である土地のうち西側の部分に外部の方に貸している分が9台分あります。 区分所有者のための4台分の駐車場のうち、1台分をAさんが以前から借りています。区分所有者がその所有権を売却した場合、買主に駐車場を借りる権利が引き継がれるわけではなく、他の区分所有者を含めて順番をお待ちの方が優先となります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年5月26日(月)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和7年5月26日(月)	執行官室(HP閲覧)	道路確認
令和7年5月26日(月)	市役所(事務員)	盛岡市役所へ固定資産税名寄せ等交付申請
令和7年6月6日(金)	執行官室(郵便)	管理会社へ管理費等の調査
令和7年6月6日(金) 13:40~13:50	物件所在地	物件確認、外観調査、期日通知投函 管理人に聴取
令和7年6月9日(月)	執行官室(郵便)	B(所有権登記名義人)に照会文書発送
令和7年6月10日(火) 18:30~18:40	執行官室(電話)	Aに聴取
令和7年6月12日(木) 13:50~14:40	物件所在地	D立会いのうえ、 物件に立入調査 評価人同行 Cに聴取、Aに聴取(電話)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7 年 6 月 12 日
目的物件は不在であったので、立会人 D を立ち会わせ、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	盛岡市清水町				地番	150番2			
出力縮	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

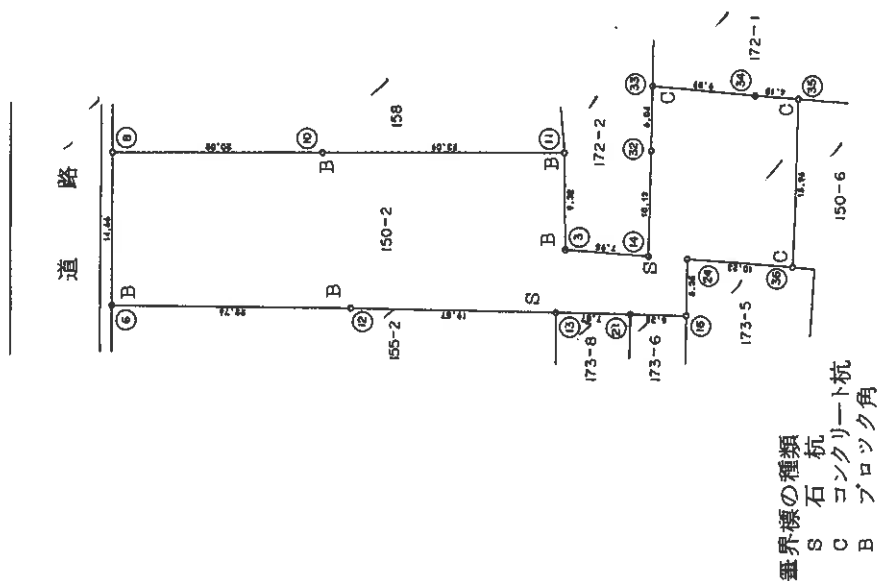
前 150-2 後

圖量積地

796527

土地	番	土地の所在
----	---	-------

期星	150-2	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n-1)$
No. 1	35	48,428	-15,053	16,286	1075,475008
2	26	65,220	0,905	15,169	1000,077001
3	24	55,725	0,116	6,568	354,551800
4	16	55,194	5,473	5,173	286,699642
5	21	50,542	2,307	-0,389	-19,071160
6	13	41,168	5,090	-0,787	-32,246494
7	12	29,003	4,562	4,562	-51,077479
8	6	0,834	4,200	-0,393	-12,262572
9	8	0,246	-10,465	-14,536	-12,781055
10	20	20,967	-10,336	0,307	6,401869
11	4	44,064	-10,158	9,500	418,400000
12	3	44,102	-0,836	9,289	440,594878
13	14	52,027	-0,137	-9,458	-452,071206
14	22	48,253	-10,324	-16,136	-745,385879
15	27	52,511	-16,395	-6,007	-661,152487
16	24	62,355	-15,381	1,592	79,599110
17				66,000	1868,023284
18				234,000	944,052600
19				23,000	93,000
20				23,000	93,000



種別の種類
杭 石 S
杭 コンクリート C
角 プロック B

作者

申請人

$$\frac{1}{500} \text{ 縮尺}$$

41. 1. 17

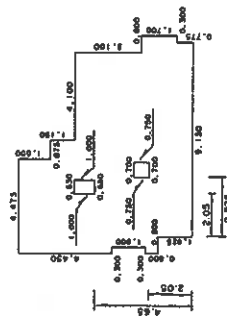
930548

各階平面図

建物図面
各階平面図

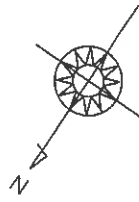
家屋番号
150番2-41

建物の所在
盛岡市清水町150番地2

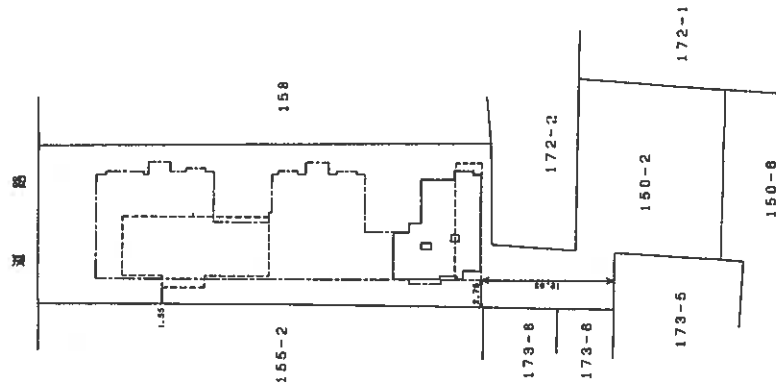


採根表

0.600 X 0.300	=	0.180000
4.450 X 0.300	=	1.335000
6.650 X 0.500	=	3.325000
8.275 X 3.675	=	30.410825
6.775 X 0.875	=	5.928125
5.625 X 4.100	=	23.062500
2.475 X 0.500	=	1.237500
1.700 X 0.300	=	0.510000
- 0.750 X 0.700	=	0.525000
- 1.000 X 0.650	=	0.650000
合計		64.813750
床面積		64.81 m ²



建物の存する部分10階



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

2. 2. 13

令和7年(又)第19号 土地建物位置関係図

①

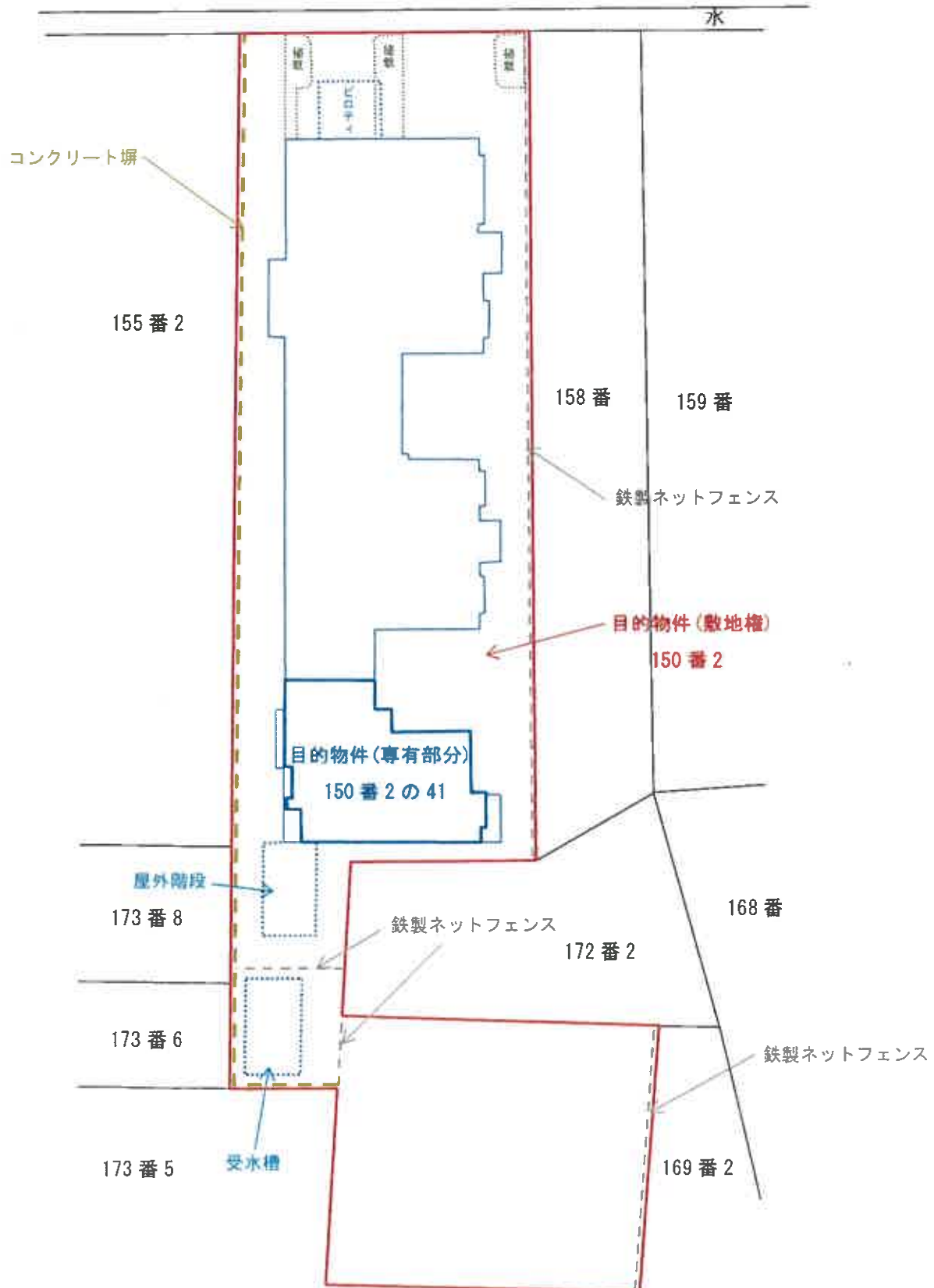
②



5=1/300

—○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。

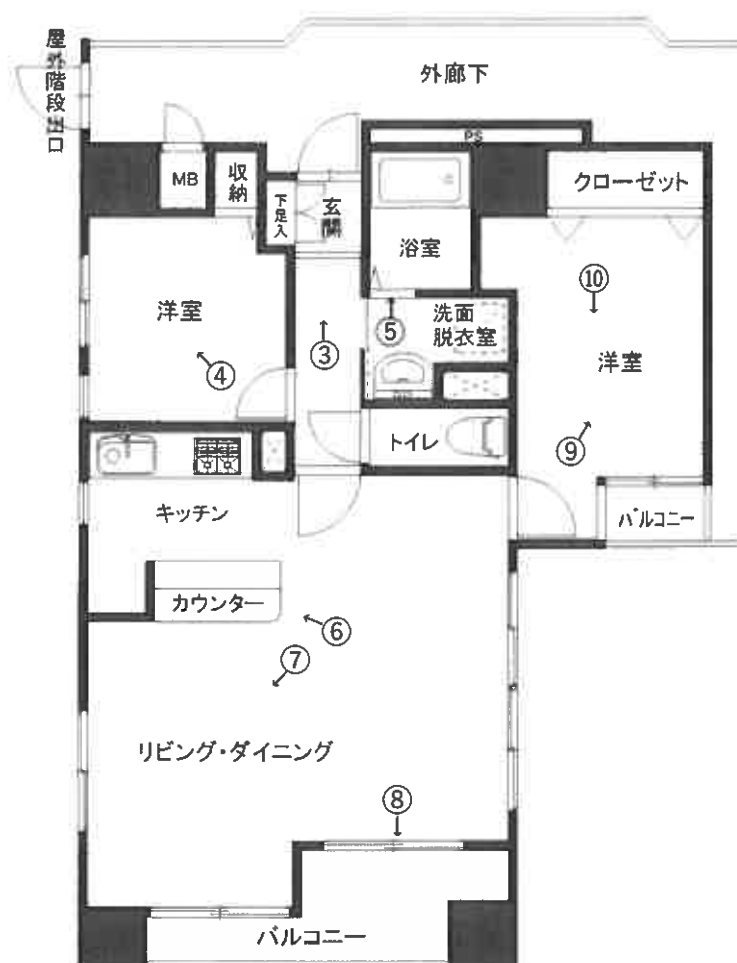
県道 不動盛岡線 現況幅員 9.7m





S≒1/100

(専有部分)



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真3



写真4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



(写真 9)



(写真 10)



令和07年（ヌ）第19号

令和07年06月12日 現地調査

令和07年06月20日 評 価

盛岡地方裁判所 第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

細 川 卓

第 1 評価額

物 件 1 の 価 格		
金	7,140,000	円

上記の評価額は、滞納管理費等相当額を控除した後の価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での現地調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1		(一棟の建物の表示)	同 左
	所 在	盛岡市清水町150番地2	
	建 物 の 名 称	パークハイツ第二清水町	
	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造、陸屋根、12階建	
		(専有部分の建物の表示)	
	家 屋 番 号	清水町150番2の41	

1	建物の名称	パークハイツ第二清水町1001	同左
	種類	居宅	
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、 1階建	
	床面積	10階部分----- 64.81㎡	
		(敷地権の目的である土地の表示)	
	土地の符号	1	
	所在及び地番	盛岡市清水町150番2	
	地目	宅地	
	地積	934.02㎡	
		(敷地権の表示)	
	土地の符号	1	
	敷地権の種類	所有権	
	敷地権の割合	300557分の6481	
番号	特記事項		
1	管理会社である株式会社北東ビルサービスの管理費等に関する回答書によると、管理費・修繕積立金の滞納額はなし（令和07年06月10日現在）。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 敷地権の目的である土地の概況及び利用状況等

位置・交通	最寄鉄道駅：ＪＲ東北新幹線・東北本線・田沢湖線・山田線、ＩＧＲいわて銀河鉄道線「盛岡駅」の南東方約1.6km(道路距離・徒歩約20分)。
	最寄バス停：岩手県交通「下の橋町バス停留所」の南東方約150m(道路距離・徒歩約02分)。
	最寄商店：中ノ橋通一丁目「monaka店」の南西方約500m(道路距離・徒歩約07分)。
付近の状況	敷地権の目的である土地は、盛岡市中心部の南方面の近郊である清水町地区内に位置するマンション敷地である。 付近の状況は、分譲マンション、事務所の中に一般住宅等が混在する商業地域で、最寄鉄道駅・最寄バス停留所・最寄商店までの距離が近いことから利便性は総じて良好である。 近年は、格別の地域変動要因も見当たらないため、当面現状のまま推移するものと予測される。

主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分：都市計画区域・市街化区域。
	用途地域：商業地域。
	建蔽率：80%。
	容積率：400%。
	防火規制：準防火地域。
	埋蔵文化財：埋蔵文化財包蔵地の該当なし。
	その他の規制：駐車場整備地区。 宅地造成工事等規制区域。 盛岡市立地適正化計画・居住誘導区域・都心 居住区域。 盛岡市景観計画区域・市街地景観地域、街路 景観地域（歴史的な街路）。 盛岡市防災マップでは、河川が氾濫した場合 の浸水深0.5m未満の区域に該当。
画地条件 (規模・形状等)	小中学校学区：盛岡市立杜陵小学校、盛岡市立下橋中学校。
	画地面積：934.02㎡（現況面積は登記面積と略一致）。
	画地形状：不整形、間口約14.7m×奥行約65.0m(最大)。
	地勢等：地勢は略平坦で、日照の障害はなし。
	画地区分：中間画地。
接面道路	隣接状況：南東側・北西側・南西側の隣接地と略等高。
	北東側：現況幅員約9.7m舗装県道(不動盛岡線)。 建築基準法第42条第1項第1号道路。 当該街路と略等高。
土地利用状況 隣接地の状況	一棟の建物（パークハイツ第二清水町）及び工作物（コンクリート塀、鉄製ネットフェンス、アスファルト舗装、平面駐車場、平面駐輪場、受水槽、非常用階段等）が設置されている土地として使用されている。 南東側の隣接地（158番、172番2）はアパートの敷地、北西側の隣接地（155番2、173番6、173番8）は一般住宅の敷地、北西側の隣接地（173番5）は平面駐車場、南西側の隣接地（150番6）はマンションの敷地、南東側の隣接地（169番2）はマンションの敷地として使用されている。
供給処理施設	上水道：あり。
	ガス配管：あり。
	下水道：あり。
特記事項 (土壌汚染等)	外観調査を行ったところ、土壌汚染及び水質汚濁、これらの端緒は確認されなかった（端緒とは、土壌汚染等を伺わせる兆候をいう）。 また、土壌汚染等の可能性について、登記記録の履歴上、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす土壌汚染等が存在する可能性は低いものと判断される。 但し、土壌汚染等の有無は、指定調査機関などの専門家による詳細調査でなければ確定できない。

特 記 事 項	敷地内に平面駐車場は13台分があるものの、管理会社である株式会社北東ビルサービスからの聞き取り調査によると、マンション1階の4台分はパークハイツ第二清水町の居住者向けの駐車場で、南西端の9台分は西側の隣接地上のパークハイツ清水町の居住者向けの駐車場であるとの回答を得た。
---------	---

2 対象建物の概況及び利用状況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	パークハイツ第二清水町。	
建物の用途	共同住宅（総戸数は居宅54戸）。	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記）	平成02年01月26日新築。
	経済的全耐用年数	50.0年。
	経過年数	約35.4年。
	経済的残存耐用年数	約14.6年。
構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造、陸屋根、12階建。	
仕 様	基 礎	鉄筋コンクリート。
	屋 根	アスファルトルーフィング葺。
	外 壁	タイル貼り、オイルペイント。
設 備	エレベーター	あり（9人乗り1基）。
	駐 車 場	あり（平面式13台）。
	防 犯・消 防	火災報知設備、屋内消火栓、非常放送設備。
	そ の 他	自転車置場、集合郵便受け、受水槽、変電設備等。
建物の品等	総 合	普通。
	使用資材	普通。
	施 工	普通。
管理の形態等	管 理 組 合	あり（パークハイツ第二清水町管理組合） 法人格なし。
	管 理 方 式	管理委託。
	管 理 会 社	株式会社北東ビルサービス。
	管 理 形 態	管理人を配置（日勤）、管理人室あり。
管理の状況	普通。	
特 記 事 項 (アスベスト)	一棟の建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。	

特記事項 (上記以外)	2階5戸、3階5戸、4階5戸、5階5戸、6階5戸、7階5戸、8階5戸、9階5戸、10階5戸、11階5戸、12階4戸、計54戸。 敷地内に従物と認められる工作物（コンクリート塀、鉄製ネットフェンス、アスファルト舗装、平面駐車場、平面駐輪場、変電施設、受水槽、非常用階段等）が設置されている。 犬・猫等の動物の飼育は禁止。
----------------	--

(2) 専有部分の概要

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、1階建。
位置	10階部分・1001号室、角部屋、南東向き。
現況床面積	登記面積：64.81㎡。
間取り	添付の間取り図を参照。
仕様	内 壁：ビニールクロス。
	天井：ビニールクロス。
	床：フローリング、絨毯。
	設備：電気、給排水、給湯、換気、ユニットバス等。 専有部分に付属する各種の設備は、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明。
	その他：特記すべき事項はなし。
保守管理の 状態	内壁材のビニールクロスの剥がれ・ひび割れ・汚れ、床材のフローリングの破損、床材の絨毯の汚れ、結露による建具の腐食、電気スイッチの破損等の要修繕箇所が見受けられ、保守管理の状態は劣る。
管理費等	管理費：11,560 円/月額。
	修繕積立金：14,280 円/月額。
	駐車場料金：15,000 円/月額。
	火災保険料：なし。
	滞納額：なし(令和07年06月10日現在)。
専有部分の 利用状況等	Aが居宅として管理・占有している。 Aによる占有は、Aからの間取り調査の回答から、期間の定めのない使用借権と推測される。 使用者：A 承諾者：B 契約：書面なし 賃貸料：なし 一時金：敷金なし、権利金なし 始期：令和06年12月14日のA B間での売買契約時

特記事項 (アスベスト)	専有部分の建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。
特記事項	前記「第3 目的物件 物件1の特記事項」のとおり。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

専有部分の建物の価格に敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮したうえ、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物の価格を求めた。

ア	イ	ウ	エ
再調達原価 (円/㎡)	現況床面積 (㎡)	現 価 率	建物の価格(円) (ア×イ×ウ)
350,000	64.81	0.327	7,420,000

イ 現況延床面積：登記数量を採用。

ウ 現価率

定額法：36.3%（経過年数 35.4年、経済的残存耐用年数 14.6年、残価率10.0%）

観察減価法：▲10.0%（物理的・機能的・経済的減価）

◇ 現価率 = $0.363 \times (1 - 0.10) \div 0.327$

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地についての更地価格を算出し、これに必要に応じて建付減価補正を行って建付地価格を求め、更に敷地権割合を乗じて、敷地権価格を求めた。

記号	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
土地 符号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地 積 (㎡)	建付減価 補 正 率	敷地権割合	敷地権価格(円) (ア×イ×ウ×エ×オ)
1	92,500	1.000	934.02	1.000	6.481 / 300.557	1,860,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの比準)

地価公示標準地《盛岡5-12》

標準地価格 時点修正等 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $119,000\text{円/㎡} \times 101.1 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 130.0 \div 92,500\text{円/㎡}$

◇ 時点修正等 : 公示価格等の価格時点から評価日までの時点修正の推定変動率を乗じた変動率である。

◇ 標準化補正 : 個別格差率(相乗積) $\pm 0.0\%$

(内 訳) 街 路 条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。 交通接近条件 $\pm 0\%$ (格差なし)。
 環 境 条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。 画 地 条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。
 行政的条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。 その他条件 $\pm 0\%$ (格差なし)。

◇ 地 域 格 差 : 地域格差率(相乗積) $+30.0\%$

(内 訳) 街 路 条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。 交通接近条件 $\pm 0\%$ (格差なし)。
 環 境 条 件 $+30\%$ (繁華性等)。 行政的条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。
 その他条件 $\pm 0\%$ (格差なし)。

イ 個 別 格 差 : 個別格差率(相乗積) $\pm 0.0\%$

(内 訳) 街 路 条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。 交通接近条件 $\pm 0\%$ (格差なし)。
 環 境 条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。 画 地 条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。
 行政的条 件 $\pm 0\%$ (格差なし)。 その他条件 $\pm 0\%$ (格差なし)。

ウ 地 積 : 登記数量を採用。

エ 建付減価補正率 : $\pm 0\%$ (減価なし)。

3 積算価格

ア	イ	ウ	エ
建物価格 (円)	敷地権価格 (円)	個別格差率	積算価格(円) (ア+イ)×ウ
7,420,000	1,860,000	1.030	9,560,000

ウ 個 別 格 差 : $+3.0\%$ (角部屋)。

II 比準価格の試算

1 比準価格

近隣地域及び同一需給圏内の類似地域に係る同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階専用部分(3階・中間部屋)の1㎡当たり単価を求め、この価格に個別格差率を乗じて、比準価格を試算した。

ア	イ	ウ	エ
基準階比準価格 (円/㎡)	専有面積 (㎡)	個別格差率	比準価格(円) (ア×イ×ウ)
165,000	64.81	1.133	12,120,000

イ 専有面積：登記数量を採用。

ウ 個別格差：+3.0%（角部屋）
+10.0%（階層）。

Ⅲ 収益価格の試算

総収益を還元利回り（粗利回り）で還元して、収益価格を試算した。

1 総収益の査定

ア	イ	ウ
月額支払 賃料総額(円)	駐車場使用料 共益費等(円)	総収益(年額、円) ((ア+イ)×12ヶ月)
107,000	15,000	1,464,000

ウ 総収益：近隣地域及び同一需給圏内の類似地域に係る同類型の区分所有建物（専有部分）の賃貸事例を収集分析して査定した。

2 収益価格

ア	イ	ウ	エ
総収益(年額) (円)	粗還元利回り (%)	その他補正	収益価格(円) ((ア÷イ)×ウ)
1,464,000	15.0%	0.90	8,780,000

イ 粗還元利回り：近隣地域及び同一需給圏内の類似地域の収益物件の還元利回りや目的物件の収益の安定性等を勘案して査定した。

ウ その他補正：専有部分の維持管理の状況及び不具合箇所並びに賃料水準の持続妥当性等を勘案して査定した。

Ⅳ 評価額の決定

1 試算価格の調整

目的物件は居住用の区分所有建物及びその敷地であり、費用性を反映した積算価格、及び、市場性を反映した比準価格、並びに、賃貸を想定した収益性を反映した収益価格を関連づけて、調整後の価格を査定した。

(1) 積 算 価 格	9,560,000 円
(2) 比 準 価 格	12,120,000 円
(3) 収 益 価 格	8,780,000 円
(4) 調 整 後 の 価 格	10,200,000 円

2 評価額の決定

前記により求めた調整後の価格に、競売市場修正等を施し、さらに本件建物の専有状況等を考慮して、下記のとおり評価額を求めた。

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
調整後の価格 (円)、(1(4))	市場性 修正率	競売市場 修正率	滞納管理費等 相当額の減価	その他の 控除減価率	評価額(円) (ア×イ×ウ×エ×オ)
10,200,000	1.00	0.70	1.00	1.00	7,140,000

イ 市場性修正率：地域における中古マンション市場の取引動向等を考慮した。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費減価：代金納付に至る間の管理費等の滞納相当額を、競売市場修正率考慮後の価格で除した割合として控除した。

オ その他控除減価：必要なし。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地《盛岡5-12》

所 在：盛岡市肴町37番4「盛岡市肴町4-4」。

価 格：119,000 円/㎡。

価 格 時 点：令和07年01月01日。

地 積：230 ㎡。

供給処理施設：上水道、下水道、都市ガス。

接 近 条 件：JR東北新幹線・東北本線・田沢湖線・山田線及びIGRいわて銀河鉄道線「盛岡駅」の南東方約1.9km。

接 面 街 路：北西側・約10.0m舗装県道。

用途指定等：商業地域（建蔽率80%、容積率400%）、準防火。

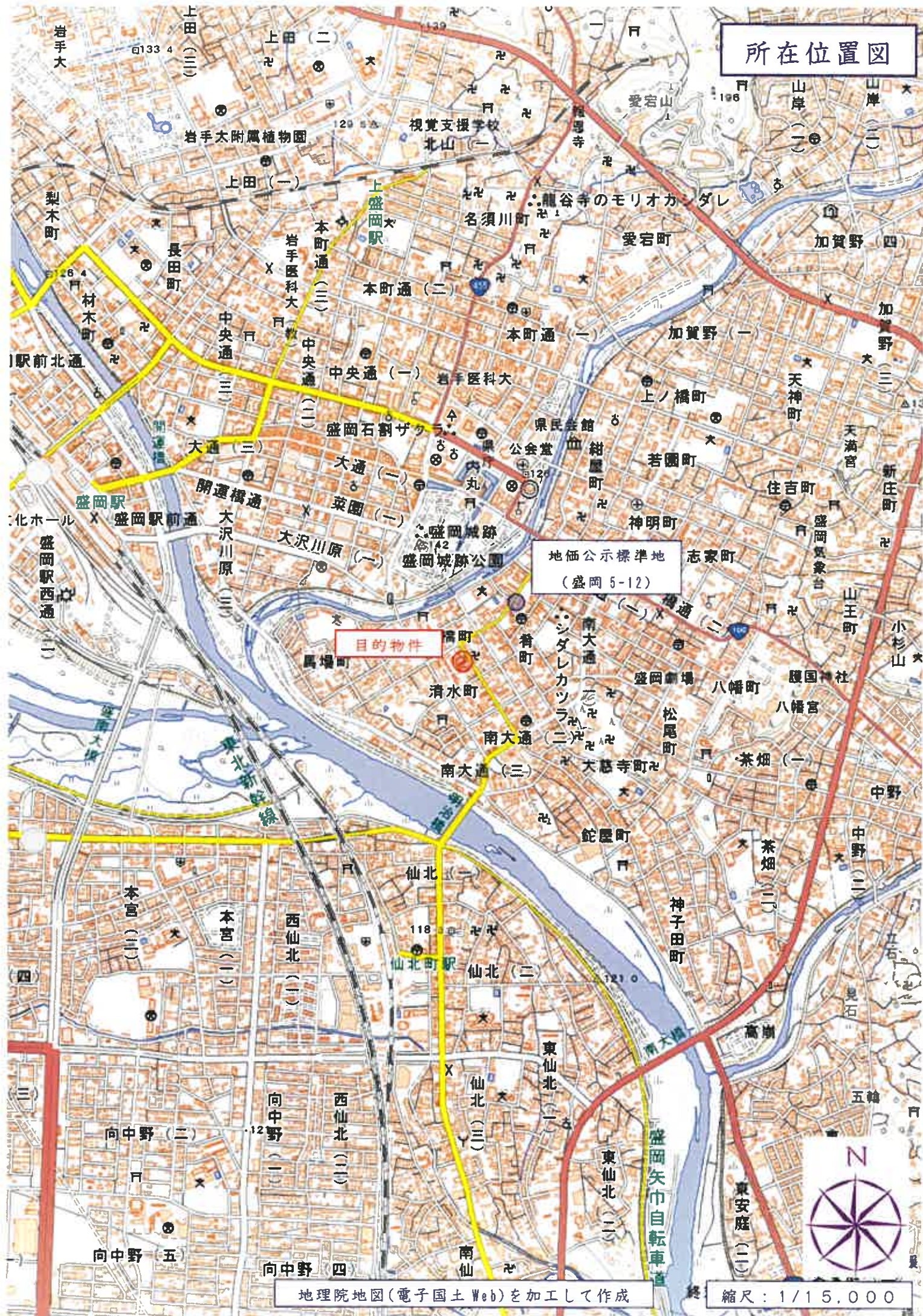
地域の概要：事務所、マンション等が混在する商業地域。

第 7 附属資料の表示

- 1 所在位置図。
- 2 公図写。
- 3 地積測量図写。
- 4 建物図面写。
- 5 土地建物位置関係図。
- 6 建物各階平面図。
- 7 建物間取図。

以 上。

所在位置図



所在位置図

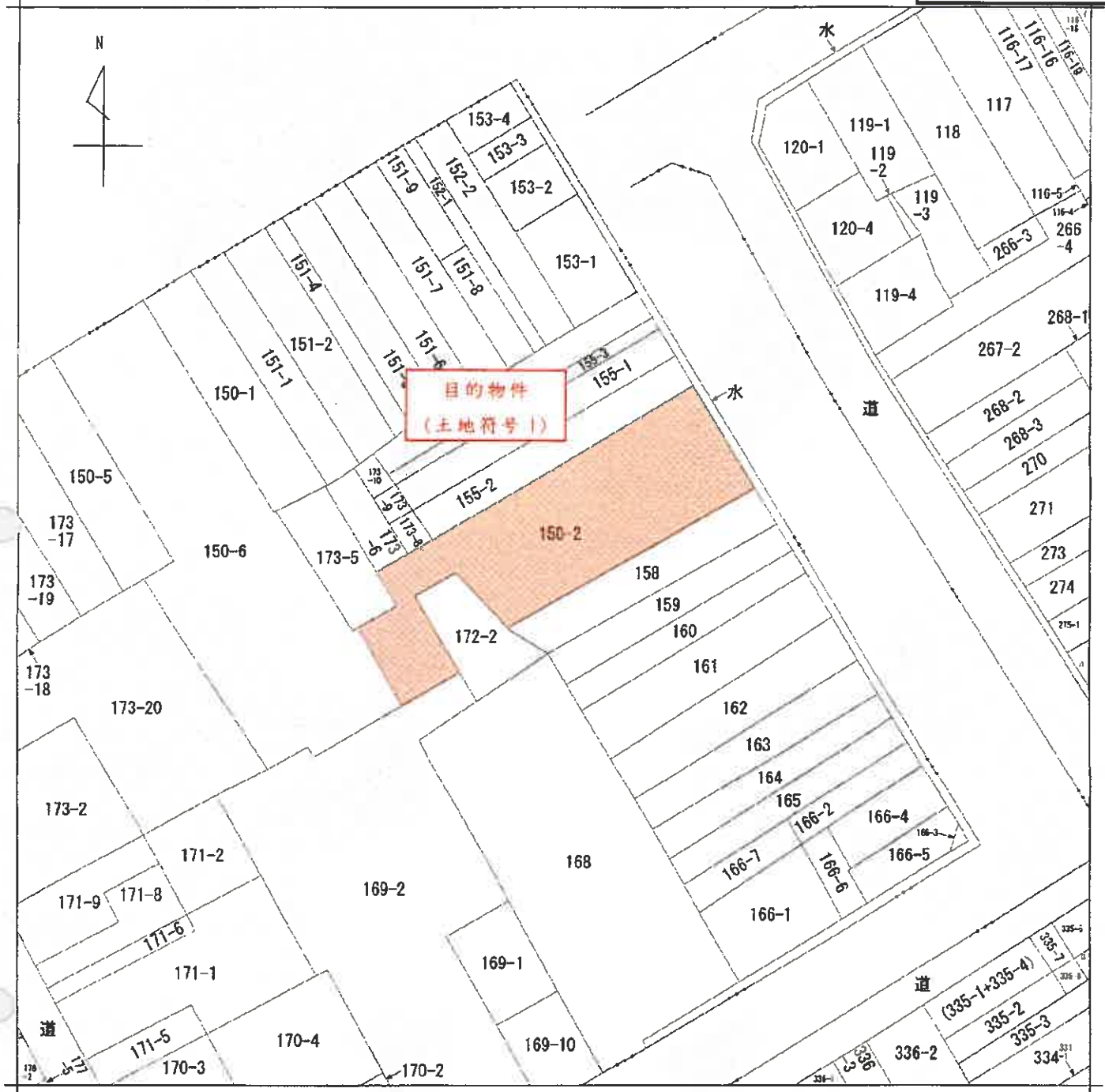
下ノ橋町

目的物件

清水町



116-11 276-18
335-6 176-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が揃え付けられるまでの間、これに代わるものとして揃え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	盛岡市清水町				地番	150番2			
出力尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法務局管轄)

令和7年5月12日
東京法務局

請求番号：36-1

登記官

(1/1)

縮小：A3版→A4版

登記年月日：平成1年1月17日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年5月28日 盛岡地方方法務局 登記官

地積測量図

前 150-2 後

地番 150-2

土地の所在 盛岡市清水町

796527

道路

地番	150-2	X ₀	Y ₀	Y ₀₊₁ -Y ₀	X ₀ -(Y ₀₊₁ -Y ₀)
25	46.884	-14.092	16.884	1082.40308	
26	45.107	0.495	14.167	1003.07001	
27	25.725	0.416	4.568	254.851090	
16	54.594	5.423	5.192	388.652648	
21	50.512	5.302	-0.250	14.091960	
12	43.169	5.052	-0.747	-21.844494	
12	23.403	4.562	-0.492	-21.074477	
6	0.830	4.850	-15.087	-12.665772	
8	0.746	-10.468	-14.834	-13.181054	
10	20.767	-10.384	3.202	6.404004	
11	44.944	-10.158	3.030	418.405092	
3	44.102	-9.836	3.197	410.104871	
14	52.027	-9.164	-3.456	412.071866	
32	52.323	-10.434	16.161	948.291598	
23	58.511	-16.326	-8.987	-267.100457	
34	43.268	-10.201	1.282	73.237110	
		合 計		1648.089324	
		面積		924.023459	
		面積		924.02 ㎡	

目的物件
(土地符号1)

境界標の種類
S 石杭
O コンクリート杭
B ブロック角

地積測量図写

(5頁書)

縮尺 1/500

申請人

4年 1月 4日(作製)

作製者

(日本土地家屋調査士会連合会)

H1. 1. 17

縮小：A3版→A4版

請求番号：27-1

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方裁判所管轄)

令和7年5月12日

東京法務局

登記官

縮小：A3版→A4版

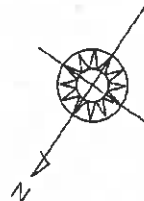
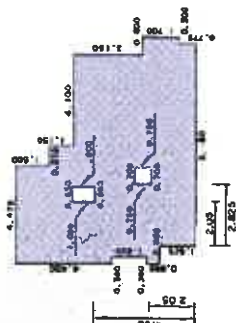
930548

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号
清水町
150番2-41

建物の所在
盛岡市清水町150番地2



建物の存する部分10階

交換表

0.600 X 0.300	=	0.180000
4.450 X 0.300	=	1.335000
6.650 X 0.500	=	3.325000
8.275 X 3.675	=	30.410625
6.775 X 0.875	=	5.928125
5.625 X 4.100	=	23.062500
2.475 X 0.500	=	1.237500
1.700 X 0.300	=	0.510000
0.750 X 0.700	=	0.525000
1.000 X 0.650	=	0.650000
合計		64.813750
床面積		64.81㎡

目的物件
(専有部分)

(目録表1)

作製者

26日作製

縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

2. 2. 13

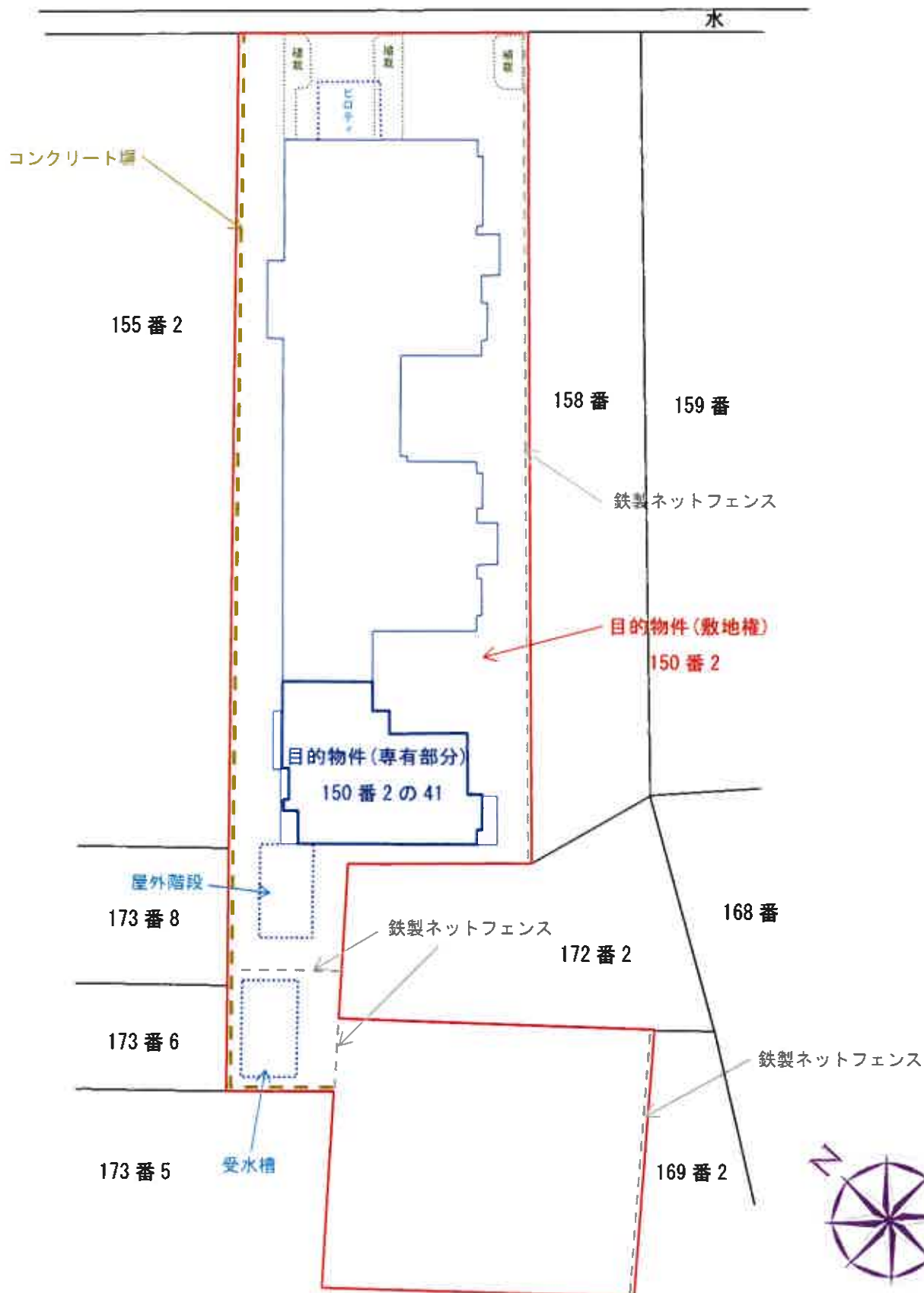
(目録表)

建物図面写

令和7年(又)第19号 土地建物位置関係図

県道 不動盛岡線 現況幅員 9.7m

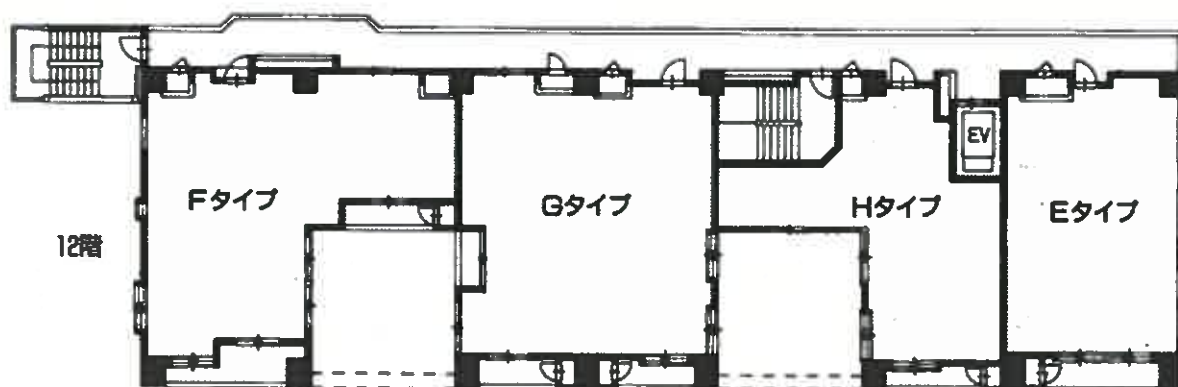
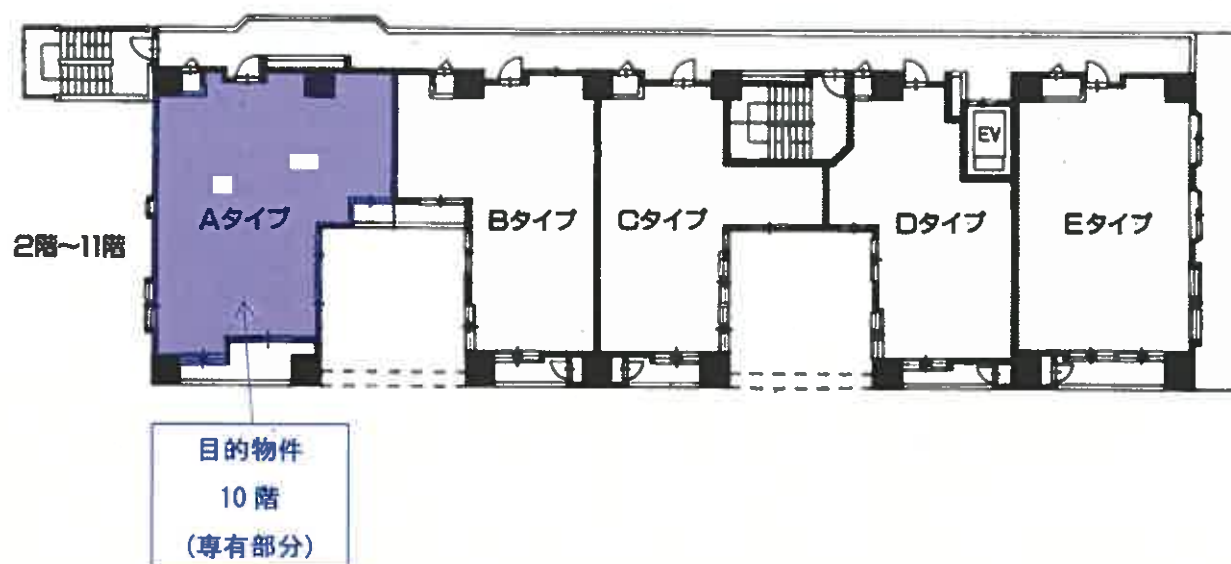
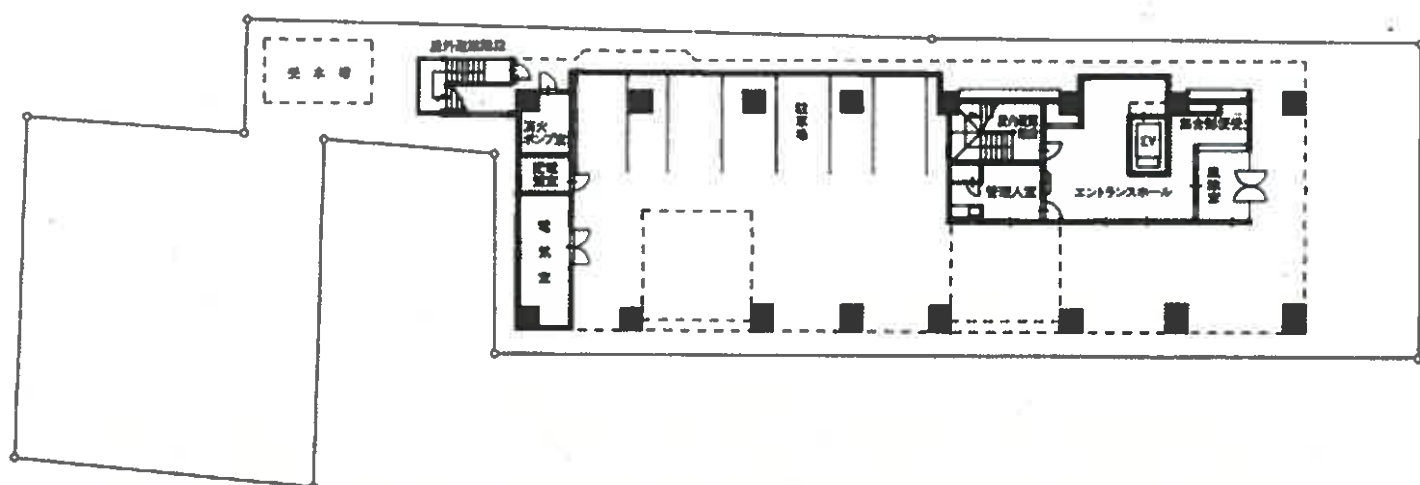
道



※ 土地の形状及び建物等の位置関係は、概略を記載したものである。

縮尺：1/300

令和7年(又)第19号 各階平面図

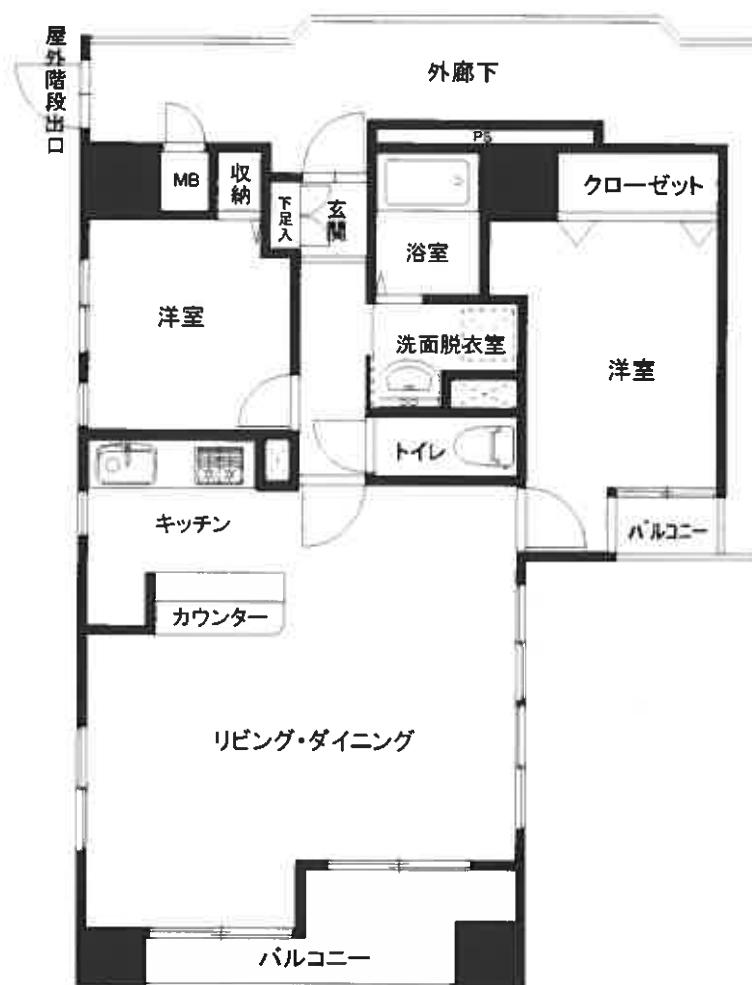


令和7年(又)第19号 建物間取図



縮尺≒1/100

(専有部分)



※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。